

JPNICにおける提案の実装状況

第14回JPNICオープンポリシーミーティング
2008年 7月23日

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)
IP事業 奥谷泉 izumi@nic.ad.jp

実装を必要とする提案事項

ミーティング	提案	ステータス
JPOPM10	WHOIS登録ルールの変更提案	<u>継続検討</u>
JPOPM11	逆引き DNS の lame delegation 改善に関する提案	2008/07/01 実装開始
	使用されていない歴史的PIアドレスの回収について	割当先明確化 作業完了
	JPNICによるIPv6 PIアドレスの分配について	2008/02/08 サービス開始
JPOPM12	ip-users ML アーカイブの設置提案	<u>継続検討</u>
JPOPM13	該当なし	N/A

WHOIS登録ルールの変更提案 I

- ・ 勧告内容1
 - 個人ユーザ等への割り当ての場合、ネットワーク情報[組織名]にISPのサービス名等を記入可能とする
 - 個人ユーザの判断は指定事業者が行う

- ・ ステータス
 - レジストリデータベースの目的におけるJPNICと指定事業者の責任を整理したうえで実装を検討
 - 提案通りの実装を行った場合、規則で定義されているJPNICと指定事業者の関係を見直す必要がある
 - ・ 現在はJPNICの責任として位置づけられている登録情報の収集・管理を、指定事業者の責任として定義しなおす必要がある
 - 現在の規則で定義されている関係に基づき、個人情報を保護する方法は個人の氏名の登録は求めるがWHOISで公開しないという対応

WHOIS登録ルールの変更提案 II

- ・ 勧告内容 2
 - 指定事業者間のみで参照可能な連絡先情報をレジストリシステムに設ける
- ・ ステータス
 - 指定事業者間のみで参照可能な連絡先情報の提供はレジストリシステムではない枠組みで、実装勧告1の対応とあわせて実装する

ip-users ML アーカイブの設置提案

- ・ JPOPM12にて参加者からの支持が確認された
 - JPNICから法的な観点から懸念を表明したが、その後持ち帰って確認、検討を行ってきた
- ・ その後の状況
 - 法的な懸念は基本的にないことが確認された
 - 引き続き検討のうえ、ミーティング同様、ポリシーWGが主体となりJPNICがMLサーバの運用などを協力する形式で進められることが望ましいと判断
 - そのような実装が可能か相談し、WGで検討。WGから別途報告

JPNICによるIPv6 PIアドレスの分配について

- ・ 2008年2月よりサービス開始しました
 - IPv6でマルチホームを行っているネットワークが対象
 - LIR(指定事業者)を介さずJPNICから直接IPv6アドレスの分配を受けることができる
- ・ サービス概要のご案内
 - <http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2008/20080208-02.html>
- ・ お問い合わせは “ip-service@nir.nic.ad.jp” まで

その他提案のステータス

- ・ 別途ご報告します
 - 逆引き DNS の lame delegation 改善に関する提案
 - 使用されていない歴史的PIアドレスの回収について